

浜松都市計画図(1)

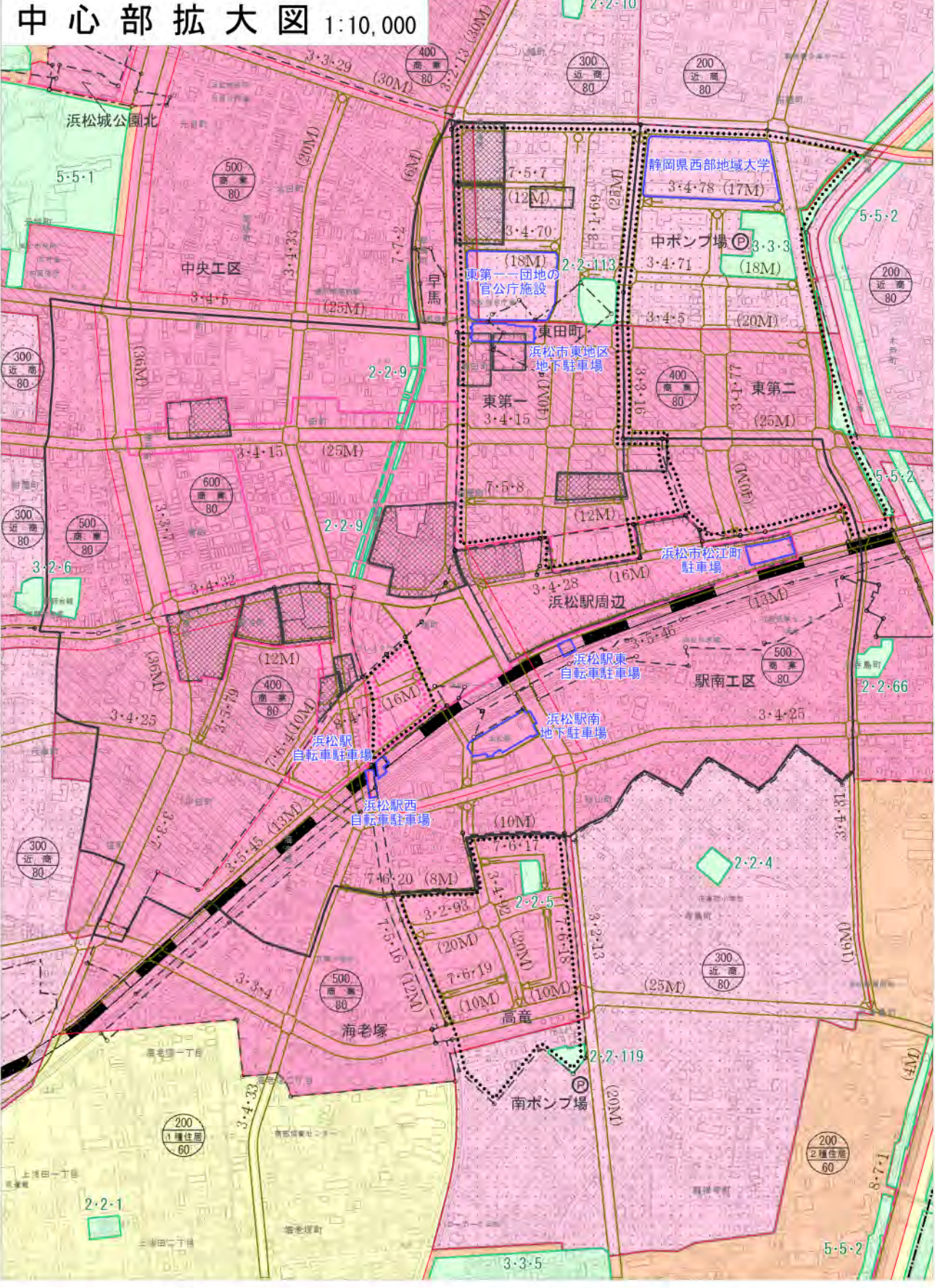
凡		例	
都市計画区域	特別工業地区	施行済地区	施行済地区
行政区域	大規模集客施設制限地区	施行済地区	施行済地区
市街化区域	別荘・レクリエーション地区	施行済地区	施行済地区
市街化調整区域	高度地区	施行済地区	施行済地区
第1種低層住居専用地域	高度地区(7m以上)	地区計画	地区計画
第2種低層住居専用地域	高度地区(5m以上)	都市再生特別地区	都市再生特別地区
第3種中層住居専用地域	防火地域		
第4種中層住居専用地域	準防火地域		
第1種住居地域	第1種高度地区		
第2種住居地域	第2種高度地区		
準住居地域	特別緑地保全地区		
近隣商業地域	臨港地区		
商業地域	駐車場整備地区		
準工業地域	都市計画道路		
工業地域	都市計画公園		
工業専用地域	都市計画緑地		
	都市計画河川		
	その他の都市計画施設		
	ポンプ場		

用途地域による、建ぺい率・容積率・最低敷地面積・高さの最高限度の表示

200 1階建(㎡) 容積率(%) 用途地域 建ぺい率(%)

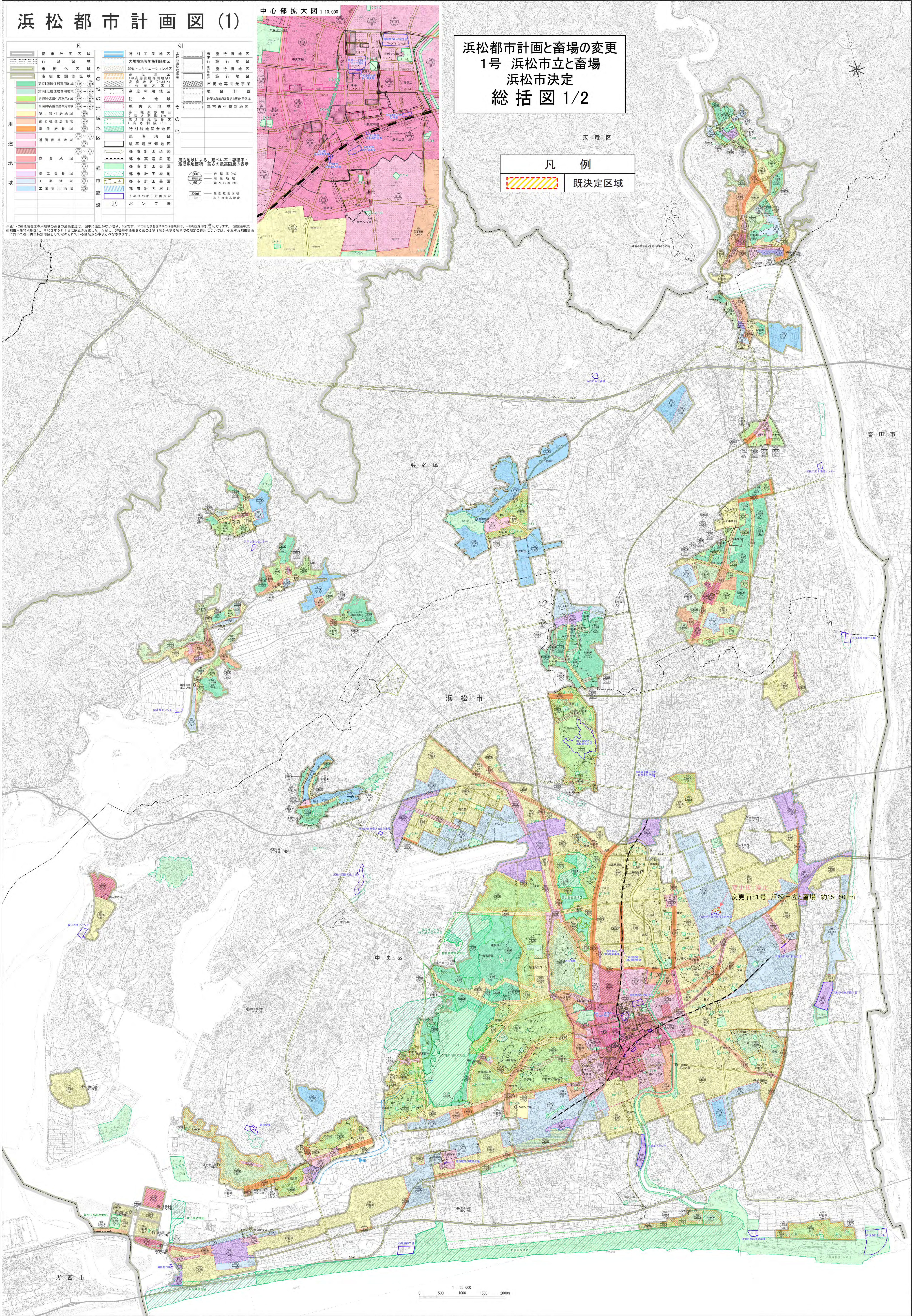
200m 1階建(㎡) 最低敷地面積 高さの最高限度

※第1・2種低層住居専用地域の高さの最高限度は、図中に表記がない限り、10mです。市街化調整区域内の敷地面積は、一部地区を除き、200㎡となります。(建築基準法) ※都市再生特別地区は、令和3年9月1日に廃止されました。ただし、建築基準法第60条の2第1項から第5項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び事業とみなされます。



浜松都市計画と畜場の変更
1号 浜松市立と畜場
浜松市決定
総括図 1/2

凡 例	
	既決定区域



浜松都市計画図(2)

浜松都市計画と畜場の変更 1号 浜松市立と畜場 浜松市決定 総括図 2/2

凡		例	
	都市計画区域		特別工業地区
	行政区域		大規模集客施設制限地区
	市街化区域		娯楽・レクリエーション地区
	市街化調整区域		高度地区(中高層住居専用地域)
	第1種低層住居専用地域		高度地区(7m以上)(佐藤地区)
	第2種低層住居専用地域		高度利用地区
	第1種中高層住居専用地域		防火地域
	第2種中高層住居専用地域		準防火地域
	第1種住居地域		第1種風致地区(高さ制限8m)
	第2種住居地域		第2種風致地区(高さ制限15m)
	準住居地域		特別緑地保全地区
	近隣商業地域		臨港地区
	商業地域		駐車場整備地区
	準工業地域		都市計画道路
	工業地域		都市計画高速鉄道
	工業専用地域		都市計画公園
			都市計画緑地
			都市計画墓園
			都市計画河川

都市施設

その他の都市計画施設

ポンプ場

市施行 施行済地区

市施行 施行地区

市施行 施行済地区

市施行 施行地区

市街地再開発事業

地区計画

建築基準法第6条第1項第4号区域

都市再生特別地区

用途地域による、建ぺい率・容積率・最低敷地面積・高さの最高限度の表示

200 1種住居 60

200m² 12m

容積率(%)

用途地域

建ぺい率(%)

最低敷地面積

高さの最高限度

1 : 25,000

0 500 1000 1500 2000m

※第1・2種低層住居専用地域の高さの最高限度は、図中に表記がない限り、10mです。

※市街化調整区域内の形態規制は、一部地区を除き、 $\frac{200}{60}$ となります。(建築基準法)

※都市再生特別地区は、令和3年9月1日に廃止されました。ただし、建築基準法第60条の2第1項から第5項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び事項とみなされます。